

# e-Learning Newsletter



## contents

- ◆ オンライン授業における「著作権侵害のリスク」
- ◆ 学生の声「時間や場所の制約がないe-Learningが便利」
- ◆ FD研修会「授業目的公衆送信補償金制度に潜む著作権侵害のリスクを知ろう」開催

## Information

© 2023年度 eALPSメンテナンススケジュール

著作物をオンラインで使用する際に、配慮する点を学術研究・産学官連携機構リサーチアドミニストレーション室野田慶司准教授(URA)に伺いました。

裏面では、野田先生にご協力いただいた研修会開催の報告と、学生が教員から指示を受ける際、e-Learningを活用して便利に感じていることなどを話してもらいました。

## オンライン授業における「著作権侵害のリスク」

信州大学 学術研究・産学官連携機構リサーチアドミニストレーション室  
野田慶司准教授(URA)



### 「授業目的公衆送信補償金制度の利用（改正著作権法35条）」と著作権侵害のリスク 刑事罰の対象となり、民事上損害賠償請求の対象となりますので注意が必要です!!

令和2年4月28日、オンライン教育質向上等のために、「授業目的公衆送信補償金制度」が始まりました。これ以前は、オンラインで著作物を送信するには、都度著作権者の許諾を得る必要がありました。

既に皆様のご存じのとおり、現在信州大学もこの制度を利用しています。著作権法第35条第1項に定める条件の範囲内であれば、著作権者の許諾なしにオンライン授業で、著作物を利用することができます。

#### 著作権法第35条 第1項に定める条件

- ①その科目を担当する教員に限定すること
- ②その科目を履修している学生に限定すること
- ③その科目の授業の過程の利用に限定すること（授業本体＋予習、復習）
- ④必要と認められる限度であること

ただし、これらを満たしていても「著作権者の利益を不当に害することとなる」場合はこの限りではありません。

（「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」であるかを判断する際には、「著作物の種類」、「著作物の用途」、「複製の部数」、「複製・公衆送信・伝達の態様」を勘案して判断します。『改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）』を参照してください。

【[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin\\_20201221.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)】）

しかし、上記の条件を十分に理解し、適切に著作物を使用しないと著作権を侵害してしまう可能性があり危険です。危険を回避するためにも、「授業目的公衆送信補償金制度の利用」は著作物の利用における「特別な例外」であることを十分理解し、改めて、『改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）』等で著作物を利用できない具体例を確認しておくようにしましょう。

万が一この条件を守らずに、著作権を侵害してしまった場合は、刑事罰及び、民事上損害賠償請求の対象となります〔著作権等の侵害は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（懲役＋罰金の場合もあり）〕。刑事罰は教員だけでなく、雇用関係にある大学にも適用される場合があります（法人として最大3億円の罰金）。

著作権法第35条第1項に定める条件を正しく理解し、著作権を侵害しないよう十分注意して、オンライン授業を実施くださいますようお願いいたします。なお、著作権法35条に基づく利用以外にも、大学の活動の中には、「引用」などの適用を受けて著作物を利用できる場合があります。eALPSに掲載する著作物の利用についてお困りの際は、学術研究・産学官連携推進機構(SUIRLO)またはe-Learningセンター等にお問い合わせください。

#### 引用における注意事項

（文化庁webサイト <https://www.bunka.go.jp/index.html>）

- 1すでに公表されている著作物であること
- 2「公正な慣行」に合致すること（例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること）
- 3報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること（例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること、本文が引用文より高い存在価値を持つこと）
- 4「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）
  - ※美術作品や写真、俳句のような短い文芸作品などの場合、その全部を引用して利用することも考えられます。
  - ※自己の著作物に登場する必然性のない他人の著作物の利用や、美の著作物を実質的に鑑賞するために利用する場合は引用には当たりません。
  - ※翻訳も可

## 学生の声

# 「時間や場所の制約がないe-Learningが便利」



教育学部2年 竹内葵さん

「音楽やピアノの練習は時間や場所の制約が多くて大変です」と語る竹内さん。

大学での学修活動を進めるうえで、eALPSなどのe-Learningが便利だと感じる点について教えてもらいました。

### Q.e-Learningの良さを実感する場面はありますか？

e-Learningでは、自分の好きな時間・場所・ペース配分で学習ができるので便利です。課題やフォーラムの意見交換で、改善点を書くように指示があると自分の意見を伝えやすく、また自分に対するコメントでは、思いもつかないようなアイデアや指摘をもらえることがある点が良いと思います。

### Q.教員からの指示で、よく利用するコンテンツは？

#### ○授業動画・スライド・文書

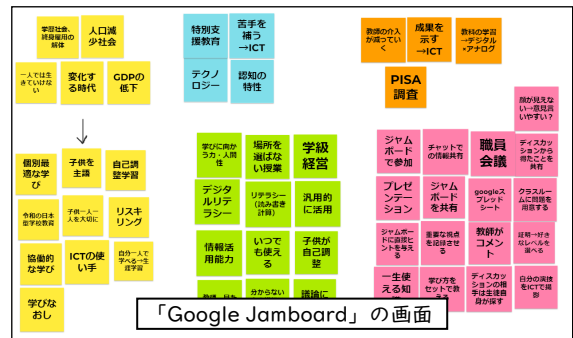
動画は、自分のタイミングで倍速・一時停止ができ、プリントアウトした資料や、ノートへの書き込みをして充実した内容の復習用ノートを作成して、テスト前などに役立てています。

#### ○個別学習教材の活用

英語を学習の際に、單元ごとに定められたトピックをリスニング・リーディング・文法の面から取り上げて個別学習教材があり、隙間時間を活用して、スマホとイヤホンで学習できるところが便利です。



Really Englishの画面



「Google Jamboard」の画面

#### ○共同学習支援ツール

関係ある事柄ごとにまとめることにより、自分の頭の中で整理され、深い知識がつかめます。

### Q.更に便利になると感じていることは？

講義形式のみで進める授業は、聞き直しやノート作成のための時間が設けられるので、オンデマンド形式で行われるようになると良いと感じています。

やむを得ず欠席する際には、授業の動画コンテンツや、オンラインで授業が受けられる体制が整っているとありがたいです。

教員に声をかけづらい場面も多くあり、メールでの質問はニュアンスが伝わりにくかったり、やり取りにタイムラグがあったりします。チャットやフォーラムなど、授業中または授業前後に教員に声をかけて質問できるように、e-Learningを使って双方向のやり取りができれば良いなあと思います。

## FD研修会「授業目的公衆送信補償金制度に潜む著作権侵害のリスクを知ろう」開催

11月10日(金) 松本キャンパスにおいて、e-Learningセンター主催のFD研修会を開催しました。

講師の野田准教授(URA)は著作権法第35条の概要を説明し、参加者は「訴えられるリスク」「著作権侵害」の2点を指標としたマトリクスに基づき、様々な事例を分類するワークショップに取り組みました。ワークショップを通じて、身近で起こりうる多様な事例が提起され、活発な意見交換がなされました。



## information

### ◎2023年度eALPSメンテナンススケジュール

メンテナンス中、eALPSはご利用いただけません。実施の曜日・時間が異なりますので、ご留意ください。また、ACSUのお知らせに最新のメンテナンススケジュールを掲載していますので、ご活用ください。

2024年1月 7日(日)	9:00~16:00
〃 2月 4日(日)	9:00~16:00
〃 2月16日(金)	9:00~12:00
〃 3月17日(日)	9:00~12:00

